

官 企 1 - 9 5
課 消 2 - 6 1
平成 26 年 10 月 28 日

全国間税会総連合会
会長 大谷 信義 殿

国税庁長官官房企画課長
重藤 哲郎
国税庁課税部消費税室長
三宅 啓介

社会保障・税番号制度の導入に向けた会員等への周知の御協力について（依頼）

平素は、税務行政に対し、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

社会保障・税番号制度については、平成 27 年 10 月から個人番号及び法人番号が通知され、平成 28 年 1 月から順次、国税分野で個人番号及び法人番号の利用が開始されることとされており、国税庁は、法人番号の付番機関となるとともに、個人番号及び法人番号の利活用機関となります。

国税庁では、法人番号の付番機関として、法人等に対する法人番号の指定・通知・公表に関する業務を行うために必要な体制整備やシステム構築等を進めるとともに、個人番号及び法人番号の利活用機関として、納税者利便性の向上策や税務行政の効率化の検討のほか、番号制度の導入に向けたシステム整備など、番号を利活用するために必要な作業を進めているところです。

今後、国税庁といたしましては、平成 28 年 1 月の個人番号及び法人番号の利用開始に向けて、関係民間団体及び本人確認事務を実施することとなる法定調書提出義務者である関係業界団体に対して、早期に社会保障・税番号制度（法人番号制度を含む。）の概要及び国税分野における番号利用について周知を行っていくこととしております。

貴総連合会におかれましては、社会保障・税番号制度について御理解いただき、各国税局・各県連合会、各間税会及び会員の皆様に周知いただきますとともに、これまでと同様、税務行政に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【担当】

国税庁長官官房企画課 前澤、小林
電話：03-3581-4161(内 3691、3853)